

島根県老人福祉施設協議会慶弔規程

第1条 本会会員にして、現職にある島根県老人福祉施設協議会の関係者に慶弔があった場合は、本規定により、慶弔の意を表するものとする。

第2条 慶弔を表す者の範囲は、次のとおりとする。

1. 施設の代表者（理事長・施設長）が死亡した場合	①弔電 ②香典 10,000円以内
2. 関係機関・団体の慶弔については会長が一任する。	上限 20,000円
3. 前項（1～2）の規定に係わらず、特に会長が必要と認めた場合	上限 20,000円

第3条 慶弔金品の贈呈は、会長または代理者による。

第4条 慶弔の場合は、会長または代理者が参列して慶弔の意を表する。

第5条 この規定により慶弔を受けた者は、金品による返礼は一切行わないものとする。

第6条 この規定による慶弔事由が発生した場合、当該施設長またはこれに代わる者は、速やかに事務局に報告する。

附 則

1. この規定は、平成15年4月1日から施行する。